

第7章 ● 水俣病問題の解決への取組

■ 解決案の提示と関係者間の合意

水俣病問題は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和49年(1974)施行。以後「公健法」という。）や水俣病総合対策医療事業による患者・被害者の救済が行われていましたが、公健法に基づく認定申請を棄却された人々による訴訟の提起、自主交渉による救済を求める人々の運動など、紛争状態が長く続いていました。平成2年(1990)9月、「水俣病問題の早期解決のためには、話し合いによるほかはない」として、東京地裁が水俣病事件史上初めて和解を勧告したことを契機に、その後各裁判所から相次いで和解勧告が出されましたが、和解や自主交渉で解決するには多くの課題があり、水俣病問題の解決は見通しも立たない状況でした。

このような中、水俣病被害者の高齢化が進んで「生きているうちに救済を」という声が高まったことを背景に、平成6年(1994)10月頃から水俣病問題の早期解決を図ろうとする政治的な動きが活発化しました。

同年12月、与党3党（自民・社会・さきがけ）は水俣病問題の解決について本格的な検討に入りました。平成7年(1995)に入ると、被害者団体、熊本県、関係省庁など関係者間の調整が進み、9月28日には、関係者の意見を踏まえた与党3党による水俣病問題についての最終解決案が提示され、12月までに関係当事者間で合意が成立しました。

この合意の基本的考え方は以下のとおりでした。

- (1) 水俣病に関する様々な紛争については、次の枠組みにより、早期に最終的かつ全面的な解決を図る。
 - ① 原因企業は、救済対象者（現に総合対策医療事業の対象である者等）に一時金（260万円）を支払う。
 - ② 国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。
 - ③ 救済を受ける者は、訴訟、自主交渉、認定申請、行政不服審査請求及び行政訴訟の取下げ等を行うことにより紛争を終結させる。
- (2) 国及び熊本県は、紛争の終結に際し、総合対策医療事業の継続及び申請受付再開、チッソ支援、地域再生・振興のための施策を行う。

■ 政府による解決策の実施

政府は、平成7年(1995)12月15日、上記合意の基本的考え方に沿った国の最終解決策を閣議了解しました。また同日、「水俣病の原因の確定や企業に対する的確な対応をするまでに、結果として長期間を要したことについて率直に反省しなければならない」旨の内閣総理大臣談話を発表しました。

その後、国及び関係県・原因企業において、一時金の支払い、水俣病総合対策医療事業の再開、地域振興・再生等の施策が進められました。総合対策医療事業においては、平成8年(1996)1月から8月にかけて申請が受け付けられ、11,152人に医療手帳（療養手帳を名称変更）が、また、医療手帳の交付対象とはならないが一定の神経症状を有する者1,222人に保健手帳が交付され、医療費の自己負担分等が給付されることになりました。

■ 協定締結による紛争終結

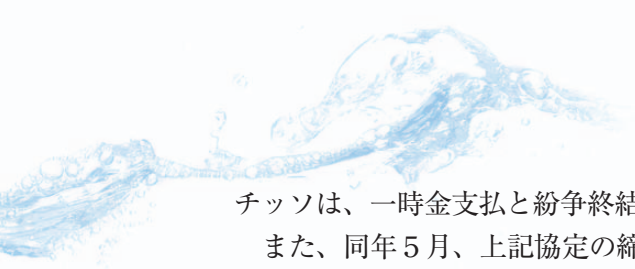
水俣病解決のための施策が進められたことを受け、平成8年(1996)2月から5月にかけて、被害者団体（5団体）と



被害者団体とチッソとの協定締結
（中央公民館）



被害者団体とチッソとの協定締結
（市体育館）



チッソは、一時金支払と紛争終結の協定を締結しました。

また、同年5月、上記協定の締結を受けて、熊本・福岡・大阪・京都・東京の3高裁4地裁で争われていた国家賠償等請求訴訟は、原告とチッソとの和解、原告による国と熊本県に対する訴訟の取り下げにより決着しました（関西訴訟を除く）。

■ 関西訴訟最高裁判決による国・県の責任確定

その一方、昭和57年(1982)10月28日に提起された関西訴訟は、平成7年(1995)の政府解決策の後も引き続き争われていましたが、最高裁は平成16年(2004)10月15日、「昭和35年(1960)1月以降、旧水質二法（公共用水域水質保全法、工場排水等規制法）・県漁業調整規則に基づいて被害拡大を防ぐ義務が生じたのにそれを怠った」として、国と県の行政責任を認める判断を下しました。

■ 新たな救済策へ

関西訴訟の最高裁判決後、公健法に基づく水俣病認定申請件数は再び増加しました。未認定患者に対する新たな救済策として、水俣病総合対策医療事業の拡充と、拡充後の保健手帳申請受付が再開されることとなり、平成17年(2005)10月から受付が開始されましたが、平成19年(2007)12月の段階で水俣病認定・保健手帳交付あわせて22,000人を超える人々が申請を行い、さらに、新たな国家賠償請求訴訟も提起されるなど、潜在的な水俣病被害者の広がりが改めて浮き彫りになりました。

このような、救済を求める人々の増加を受けて、水俣病被害者の新たな救済策が検討されました。

■ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

平成21年(2009)7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が成立し、公布・施行されました。また、平成22年(2010)4月には特措法の救済措置の方針が閣議決定され、この方針に基づいて、対象者にはその症状に応じ、関係事業者からの一時金支給、水俣病被害者手帳の交付による医療費・療養手当等支給といった救済措置が図られることになりました。

この救済措置の申請は平成22年(2010)5月1日から平成24年(2012)7月31日まで受け付けられ、熊本・鹿児島両県あわせて45,933人が申請を行いました。平成26年(2014)8月29日にこの判定結果が公表され、申請者の約8割に当たる36,361人の人々が救済の対象となりました（申請者・救済対象者ともに、保健手帳から水俣病被害者手帳への切替人数を除く）。

また、この救済措置の実施を受け、国・県は裁判で争っていた団体の一部との和解協議を行いました。平成22年(2010)3月に熊本地裁から提示された所見を原告被告の双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地裁、大阪地裁、東京地裁でも和解の基本的合意が成立、これを踏まえた手続きが進められ、平成23年(2011)3月、各裁判所において和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、平成22年(2010)7月、国はチッソ株式会社を特措法に基づく特定事業者指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。この再編計画に基づいて平成23年(2011)4月、チッソ株式会社は、認定患者への補償や公的債務返済を担う親会社（チッソ株式会社）と事業会社（JNC株式会社）に分社化されました。